

(公印省略)
社第 2558 号
平成 28 年 3 月 10 日

関係各位

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課長

平成 28 年度介護福祉士試験の実務者研修に係る
代替職員の確保事業の実施について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、福祉・介護事業所に勤務する職員が、介護福祉士試験の受験資格要件となる実務者研修に参加しやすくなるよう、代替職員の確保に係る経費を補助する見出しの事業を別添のとおり実施いたします。

つきましては、本事業の実施を希望する事業者におかれましては、下記のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出書類
代替職員配置希望調書兼現任職員研修計画書（別紙）

- 2 提出期日

募集区分	代替職員の新規雇用開始日	提出期日
一次募集	平成 28 年 4 月 1 日(金)以降	平成 28 年 3 月 30 日(水)
二次募集	平成 28 年 8 月 1 日(金)以降	平成 28 年 7 月 25 日(月)

※1 予算を上回る応募があった場合は、事業効果、経済性等を勘案し選定を行う。

※2 二次募集については、一次募集で補助対象となった事業者は対象外。また、~~一次募集で予算枠に達した場合は実施しない。~~

- 3 提出・問い合わせ先

〒650-8567（※この番号を使用すると住所の記載は不要です。）

神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 福祉基盤推進班

TEL 078-362-3185（直通） FAX 078-362-4264

e-mail fukushihojin@pref.hyogo.lg.jp

- 4 参考

福祉・介護職場での人材確保や職員のキャリアアップにかかる県の取組についてはホームページをご覧ください。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw17/hw17_000000027.html

(トップページ>暮らし・環境>健康・福祉>その他健康・福祉>福祉職場における人材確保や職員のキャリアアップを応援します)

介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業(H28)

1 事業内容

介護福祉士試験の受験資格要件となる実務者研修（読み替え可能な研修を含む）の受講を促進するため、福祉・介護事業所の職員が受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助する。

2 対象者

兵庫県内で社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所を運営する者

3 対象となる研修

実務者研修、介護職員初任者研修

4 事業実施の公募

本事業の実施希望者は、県に別紙申込書類を提出する。

5 代替職員の新規雇用

新たに代替職員を有期雇用する。

(1) 勤務条件

- ア 雇用期間 1ヶ月以上6ヶ月以下
- イ 勤務時間 常勤労働者の勤務時間の3/4以上
- ウ 福利厚生 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適切に加入すること。
- エ 勤務場所 兵庫県内の社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所

(2) 雇用開始日

H28.4.1以降

6 現職員の研修派遣

代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に現職員を派遣した延日数が、代替職員の勤務日数の4分の1以上になることが必要。

この要件を満たさない場合は、天災等不可抗力によると認められた場合を除き、補助金を支払わない。

【例】社会福祉法人が経営する複数施設に勤務する現職員を複数回、研修に派遣するため、代替職員を6ヶ月間（例えば、勤務日数120日）雇用する。

- ・職員甲を5日間の研修A、各1日の研修B・C・Dに派遣 延8日
 - ・職員乙を10日間の研修Eに派遣 延10日
 - ・職員甲・乙・丙・丁を3日間の研修Fに派遣 延12日
- 延30日 ÷ 120日 = 0.25 → 要件クリア

7 補助額

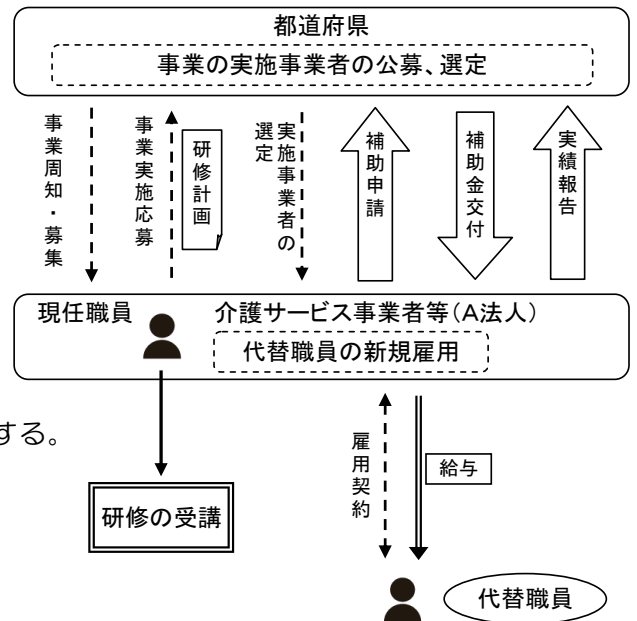
代替職員の雇用期間	補助金の額
6ヶ月	1,250,000円以内
5ヶ月以上6ヶ月未満	1,041,000円以内
4ヶ月以上5ヶ月未満	833,000円以内
3ヶ月以上4ヶ月未満	625,000円以内
2ヶ月以上3ヶ月未満	416,000円以内
1ヶ月以上2ヶ月未満	208,000円以内

注 補助金の額は、代替職員の雇用期間（当初雇用していた方が離職した後、新たに代わりの方を雇用した場合は、それぞれの雇用期間を通算した期間）に応じて左表の範囲内とし、代替職員の人件費（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担）以外の経費に充当することはできない。

8 スケジュール(予定)

- H28年 3月 実施事業者一次募集（※予算を上回る応募があった場合は、事業効果、経済性等を勘案し選定を行う。）
- H28年 7月 実施事業者二次募集（※一次募集で補助対象となった事業者は対象外。また、一次募集で予算がなくなった場合は実施しない。）
- H28年9～10月頃 補助金申請・交付決定
- H29年1～2月 実績報告・精算（12月末までに事業が完了する者）
- H29年4～5月 実績報告・精算（3月末までに事業が完了する者）

本補助事業のスキーム



問い合わせ・申込書類等提出先
兵庫県社会福祉課:078-362-3185

代替職員配置希望調書兼現任職員研修計画書

1 法人情報

フリガナ			} 定款のとおり 正しく記載し てください。
法人名			
フリガナ			
代表者	(職名)	(氏名)	
フリガナ			
法人住所			

2 代替職員の配置

雇用期間	H 年 月 日～H 年 月 日	勤務予定 日数の計	日 (a)
------	-----------------	--------------	-------

3 現任職員の研修計画 ※上記2の雇用期間中の研修に限ります。

研修名	主催者 (正式名を記載)	派遣 人数	派遣 延日数
実務者研修			
介護職員初任者研修			
※ 派遣延日数については、例えば同じ1日の研修に 3人を派遣した場合は、3日と記載してください		合計人数・日数	(b)
		b/a(小数点第3位以下切り捨て)	

4 担当者欄

フリガナ			※補助事務等の連絡先となります。	
担当者名				
勤務先	名称			
	所在地	〒		
TEL 番号			FAX 番号	
メールアドレス				

介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業 Q&A

No.	カテゴリ	質 問	回 答
1	代替職員の要件	・代替職員の年齢・経歴・資格について要件はあるのか。	特にありません。
2		・代替職員の職種に制限はあるのか。	事務員として雇用するのは対象外とします。
3		・当初から正規職員として採用する予定の方を代替職員に充てることは可能か。	この事業は、代替職員を配置し、現任職員の研修参加期間中の穴埋めをしようとするものであり、当初から正規雇用する予定の職員をこの事業にあてはめることはできません。
4		・既に雇用した人を本事業の代替職員とすることはできるか。	事業実施前に雇用した人を本事業の代替職員とすることはできません。
5	勤務条件	・代替職員には、補助基準額のとおり給与を支払わなければならないか。	代替職員には補助基準額のとおり給与を支払う必要はなく、事業所の勤務条件に合わせて支給して構いません。その場合、代替職員の人件費に充当できる額は、代替職員の雇用期間に応じて補助要綱に記載している金額が上限となります。また、代替職員の人件費に充当した額が前記上限額を下回る場合は、当該充当額を補助金として支払います。
6		・勤務時間とは拘束時間か、実働時間か？休憩時間は含まれていないと考えるのか。	勤務時間とは実働時間であり、休憩時間は含まれていません。休憩時間については労働基準法に基づいて取得するようお願いします。
7		・雇用期間の終期は、本事業完了の日と合わせなければいけないのか。	必ずしも雇用期間の終期を本事業完了の日と合わせる必要はないが、補助金を充当できるのは、本事業完了の日までの給与となります。
8		・年休の付与や解雇の場合の1ヵ月前通告など、労働基準法に基づいて行えばいいのか。	そのとおり。
9	研修要件	・実務者研修とはどのようなものか。	平成28年度（平成29年1月予定）の介護福祉士国家試験の受験から、実務経験3年に加えて修了が義務づけられる研修（450時間、6ヵ月）。
10		・研修は最後まで修了する必要があるのか。	研修を最後まで修了する必要はなく、一部の受講でも可とします。
11		・「代替職員の勤務日数の4分の1以上」の「勤務日数」とは、代替職員が実際に出勤した日数をいうのか。	ここでいう「勤務日数」の算定の基礎となるのは、雇用契約などで定めた代替職員が出勤すべき日であり、有給休暇取得日や欠勤日は含めた日数です。
12		・代替職員の休みの日に現任職員を実務者研修に参加させた場合も、実務者研修派遣延日数として数えてよいか。	数えて構いません。
13	・「代替職員の勤務日数の4分の1以上」という要件が満たせなくてもやむを得ない場合の「天災事変等」とはどのようなケースか。	例えば、地震・台風などによる自然災害や交通機関の大規模なストライキ、新型インフルエンザの集団感染の発生などです。	
14	雇用期間の通算	・当初代替職員として雇用した者が離職した後、新たに代替職員を雇用した場合の雇用期間の通算はどうようにするのか。	①雇用期間が連続する場合 →暦に従って計算する。 (例) Aの雇用期間：10/16～12/10 Bの雇用期間：12/11～3/3 4月と16日 ※雇用期間の間に事業所の定休日日が挟まり、その結果不連続となる場合は、委託料の充当可能額の決定に当たり、雇用期間が連続しているとみなす。 ②雇用期間が不連続で、雇用期間に一月未満の端数がある者が一人以下の場合 →暦に従って計算する。 (例) Aの雇用期間：10/16～11/15 Bの雇用期間：12/8～3/15 1月+3月と8日=4月と8日 ③雇用期間が不連続で、雇用期間に一月未満の端数がある者が二人以上の場合 →一月未満の端数を合計した日数が30の倍数に達するごとに一月と数える。 (例) Aの雇用期間：10/3～10/23 Bの雇用期間：11/8～1/26 Cの雇用期間：2/1～3/21 21日+2月と19日+1月と21日=5月と1日
15	その他	・「現任職員の実務者研修派遣延日数が代替職員の雇用期間中にその勤務日数の4分の1以上」という要件を満たせそうになく、天災等の不可抗力にも当たらない場合、 ①代替職員の雇用期間のうち、当該要件が満たせる期間分だけに交付決定額を変更することは可能か。 ②代替職員の雇用期間のうち、当該要件が満たせる期間分だけの人件費を実績報告し、その分精算扱いを受けることは可能か。 ③代替職員との間で雇用条件を変更し、以降の勤務日数を調整してもよいか。	①②不可。 ③常勤労働者の勤務時間の4分の3以上勤務という本事業の要件を満たせば可能である。なお、雇用通知書等により雇用条件の変更を明確にしておくこと。

◇介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業 事例

(前提) 県補助金(6ヶ月) 1,250,000円

(補助先) 月額210,000円で雇用

例①通常パターン

人件費1,260,000円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20	22	22	19	125	B/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	26.4%

※代替職員の休日(有給、無給問わない。)に行われた研修も、対象とする。

- 補助金支払額1,250,000円

例②途中退職のため、別人を雇用した場合

6月30日退職、8月1日再雇用 人件費1,050,000円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20		22	19	103	B/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	32.0%
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	5		4	9	29	28.2%

※1月を除く総勤務日数99日に対し、雇用期間中の研修29日で計算

- 補助金支払額：5ヶ月以上6ヶ月未満の区分で1,041,000円

例③途中退職のため、別人を雇用した場合

6月15日退職、8月17日再雇用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	19	10		10	22	82	C/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	3		1	9	24	29.3%

※雇用期間：2ヶ月と15日+1ヶ月と14日=3ヶ月と29日

- 補助金支払額：3ヶ月以上4ヶ月未満の区分で625,000円が上限

例④雇用が遅れた場合

7月から雇用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)				18	10	22	50	B/A
研修日数(B)		6	5	5	4	4	9	66.0%
雇用期間中の研修日数(C)				4	4	9	17	34.0%

※7月から9月分が補助金の対象

- 補助金支払額：3ヶ月以上4ヶ月未満の区分で625,000円が上限

例⑤雇用が継続できなかった場合

6月15日に退職、公募するも新規雇用できなかった

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	19	10				50	C/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	3				14	28.0%

※4月から6月15日までの分が補助金の対象

- 補助金支払額：2ヶ月以上3ヶ月未満の区分で416,000円が上限

例⑥研修日数が足りない場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20	22	22	19	125	B/A
研修日数(B)	6	1	5	2	2	9	25	20.0%
月ごとの研修率	28.6%	4.8%	25.0%	9.1%	9.1%	47.4%	20.0%	

- 月ごとでは条件を満たしていても、全体が満たしていなければ補助金の対象外